

5 項目別の政務活動費充当指針

政務活動費は、以下の費目・内容に従って支出することができます。

費目	内容	使途の例
調査研究費	会派(議員)が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。	調査委託費、交通費等、宿泊費、資料代、自動車リース代、自動車レンタル代、食事代、通訳・翻訳料、視察先入場料、視察先への土産代 等
研修費	会派(議員)が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員(議員)及び会派(議員)の雇用する職員の参加に要する経費	講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・翻訳料、参加費、資料代、交通費等、宿泊費、食事代 等
会議費	会派における(議員の)調査研究等政務活動のための会議に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての(議員の)参加に要する経費	講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・翻訳料、参加費、資料代、交通費等、宿泊費、食事代、茶菓代、地域団体が主催する会合等の会費・年会費等
資料作成費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費	コピー代、印刷・製本費、パネル代、原稿料、作成委託費 等
資料購入費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費	書籍代、新聞・雑誌購読料、DVD等購入費、有料データベース代 等
広報・広聴費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派(議員)の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費	原稿料、作成委託費、デザイン代、写真・映像等撮影代、写真現像代、コピー代、印刷・製本代、はがき代、新聞折込代、送料等、ホームページ・ブログ作成管理委託料・保守料等、会場・機器等借上代、通訳・速記代、会議に伴う茶菓代、看板代、機材購入費、自動車リース・レンタル代、道路使用許可申請手数料、議員連盟等年会費、交通費等 等
人件費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費	給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料 等
事務費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費	事務用品代、備品購入費、修理費、通信費、リース・保守料、運搬費、インターネット接続経費、封筒作成代、名刺代、来客用茶菓代、来客用駐車場代 等
事務所費	会派(議員)が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費	賃料、光熱水費、共益費、管理費、仲介手数料、礼金、調査研究等政務活動に必要な造作 等
要請・陳情活動費	会派(議員)が要請、陳情活動を行うために必要な経費	旅費、交通費等、宿泊費、会場使用料 等

(注)「交通費等」とは…バス代、電車代、タクシー代、航空賃、船賃、高速料金、駐車場代、ガソリン代、バス借上げ代等

以下、個々の費目の使途基準を説明します。

(1) 調査研究費

内容

会派（議員）が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務活動のために行う視察等を含む。

使途

調査委託費、交通費等、宿泊費、資料代、自動車リース代、自動車レンタル代、食事代、通訳・翻訳料、視察先入場料、視察先への土産代 等

留意事項

× 生計を一にする親族に対する調査委託

政務活動費が議員に交付されている場合において、議員が、生計を一にする同居の親族に調査委託を行うことは、ふさわしくありません。

※「生計を一にする」の意義（国税庁所得税基本通達2-47）

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

● 補助職員に対し調査委託を行うときの留意事項

補助職員に対し報酬を含む調査委託を行う場合は、その内容が、補助職員の給与対象業務以外であり、その金額が妥当であり、かつ調査内容を明確に説明できる必要があります。なお、調査委託を受けた補助職員は、その報酬を所得として別途税務署に申告する必要性が生じます。

● 交通費等を支出するときの留意事項

政務活動を目的とした、現地調査や視察等に要した交通費、宿泊費等については、現に要した費用を充当することとします。

また、現地調査にあたっては、国外への出張も可能とします。

なお、その内容や金額は、「政務活動費執行にあたっての原則」に留意し、社会通念上許容される範囲のものであることとします。

関係書類

- 調査委託費を支出するときに作成すべき書類

学識経験者や外部の団体又は個人に委託して調査研究を行うときは、「業務委託契約書」を作成してください。

契約書には、委託業務の名称・委託調査の目的・具体的な委託調査事項・契約期間・業務委託料・委託先を記入し、成果物を合わせて保存するものとします。

- 視察等政務活動のため出張したときに作成すべき書類

政務活動を目的とした視察等に要した交通費・宿泊費等については、活動年月日、活動場所、相手方、同活動への参加者、活動目的、活動に要した経費等を「政務活動記録簿」（要綱第3号様式）等に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を整理保存しておくものとします。

（２）研修費

内容

会派（議員）が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員（議員）及び会派（議員）の雇用する職員の参加に要する経費

使途

講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・翻訳料、参加費、資料代、交通費等、宿泊費、食事代 等

留意事項

- 研修費とは

研修費は、主に、会派（議員）が主催する研修会、講演会並びに他の団体が開催する研修会・講演会等への参加に要する費用です。研修費への政務活動費の充当にあたっては、その研修会や会議の目的が政務活動に資するものである必要があります。

- 交通費等を支出するときの留意事項

政務活動を目的とした研修会の出席等に要した交通費、宿泊費等については現に要した費用を充当することとします。

なお、その内容や金額は、「政務活動費執行にあたっての原則」に留意し、社会通念上許容される範囲のものであることとします。

関係書類

- 作成すべき書類

研修会等の開催日時、場所、主催者、参加者氏名、目的、出席に要した経費の内訳等を「政務活動記録簿」等に記載し、領収書等を保存するほか、開催案内等内容が確認できる資料類を保存しておくものとします。

(3) 会議費

内容

会派における（議員の）調査研究等政務活動のための会議に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての（議員の）参加に要する経費

使途

講師等謝礼、会場・機器等借上代、通訳・翻訳料、参加費、資料代、交通費等、宿泊費、食事代、茶菓代、地域団体等が主催する会合等の会費・年会費 等

留意事項

- 会議費は、会派（議員）が政務活動を目的として開催する勉強会や情報収集・意見交換会に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費です。
- 会議を実施する場所は、社会通念に配慮する必要があります。
開催の場所については、「メンバー」「時間帯」「飲食の金額」「場所」など、社会通念上相当であると認められる範囲であることが必要です。二次会等の経費、視察・研修等の一部として行うには不適切な場所（スナック・バー・カラオケボックス等）における経費に充てることはできません。
- 交通費等を支出するときの留意事項
政務活動を目的とした会議の出席等に要した交通費、宿泊費等については、現に要した費用を充当することとします。
なお、その内容や金額は、「政務活動費執行にあたっての原則」に留意し、社会通念上許容される範囲のものであることとします。

関係書類

- 作成すべき書類
勉強会、意見交換会等会議の開催日時、場所、参加者氏名、目的、開催に要した経費の内訳等を「政務活動記録簿」等に記載し、領収書等を保存するほか、会議の開催案内等会議内容が確認できる資料類を保存しておくものとします。
また、上記会議等に付随した飲食を伴う会議（懇談会）費については、30 ページをご参照ください。

(4) 資料作成費

内容

会派（議員）が行う調査研究等政務活動のために必要となる資料の作成に要する経費

使途

コピー代、印刷・製本費、パネル代、原稿料、作成委託費 等

(5) 資料購入費

内容

会派（議員）が行う調査研究等政務活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費

使途

書籍代、新聞・雑誌購読料、DVD等購入費、有料データベース代 等

× 図書券・図書カード

図書券・図書カードの購入には充てられません。

(6) 広報・広聴費

内容

会派(議員)が行う調査研究等政務活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派(議員)の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費

使途

原稿料、作成委託費、デザイン代、写真・映像等撮影代、写真現像代、コピー代、印刷・製本代、はがき代、新聞折込代、送料等、ホームページ・ブログ作成管理委託料・保守料等、会場・機器等借上代、通訳・速記代、会議に伴う茶菓代、看板代、機材購入費、自動車リース・レンタル代、道路使用許可申請手数料、議員連盟等年会費、交通費等 等

留意事項

- 報告会・広報紙等の発行に要する経費について支出できます。
会派(議員)が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策等についての市民への報告会や、広報紙等の発行等に要する経費や、政策や市政に対する市民の要望や意見を聴取するために開催する意見交換会等の経費等については、政務活動費の充当が可能です。
 - 後援会等と共同して発行する広報紙に政務活動費を充当する場合には、経費の負担割合を考慮する必要があります。
また、広報紙が政務活動の一環として発行されるものであれば、配布先にかかわらず、政務活動費を充当することができます。
 - 作成した広報紙については、成果物を1部保管する必要があります。
- × 年賀状等のあいさつ状、慶弔電報等への支出に政務活動費は充てられません。
- 交通費等を支出するときの留意事項
政務活動を目的とした広報・広聴活動に要した交通費、宿泊費等については現に要した費用を充当することとします。
なお、その内容や金額は、「政務活動費執行にあたっての原則」に留意し、社会通念上許容される範囲のものであることとします。

関係書類

- 作成すべき書類
広報・広聴活動を行った場合には、活動内容やそれに要した経費等を「政務活動記録簿」(要綱第3号様式)等に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を整理保存しておくものとします。

(7) 人件費

内容

会派（議員）が行う調査研究等政務活動を補助する職員を雇用する経費

使途

給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料 等

留意事項

- 補助職員が政務活動以外の業務も兼ねている場合については、「按分の指針」に基づき支出する必要があります。
- 雇用契約について
政務活動費が会派に交付されている場合は、基本的には会派の代表者が補助職員と雇用契約を締結し、各支部事務所にその補助職員を派遣する形態となります。
政務活動費が議員に交付されている場合は、議員が補助職員と雇用契約を締結することになります。
- 雇用に関する諸手続
補助職員を雇用した場合は、「給与支払い事務所等の開設届出書」の税務署への提出や、労働基準監督署、社会保険事務所等への諸手続きが、雇用する人数に応じて必要となります。
- × 生計を一にする親族の雇用
議員が、配偶者等生計を一にする親族を補助職員として雇用することは、社会通念上疑義を生じる恐れがあるため、政務活動費を充当することはできません。
- 賃金設定の留意事項
政務活動の補助業務に雇用する職員については、会派（議員）により、その実態が大きく異なることから、最低賃金法等の法令遵守のうえ、各会派（議員）が業務内容、勤務条件等に見合った賃金となるよう設定する必要があります。

関係書類

- 会派（議員）は、補助職員を雇用した場合は、氏名・住所・生年月日・雇用期間等を「職員雇用台帳」（参考第2号様式）に記載し、保存するものとします。

(8) 事務費

内容

会派（議員）が行う調査研究等政務活動に係る事務遂行に必要な経費

使途

事務用品代、備品購入費、修理費、通信費、リース・保守料、運搬費、インターネット接続経費、封筒作成代、名刺代、来客用茶菓代、来客用駐車場代 等

留意事項

- 事務費の支出

会派（議員）が政務活動用に、事務機器類（パソコン、コピー機等）を購入またはリースする場合については、政務活動費の充当が可能です。

- 備品の購入及びリースについて

資産形成にあたる備品の購入及びリースはできません。備品購入費の上限は 30 万円を上限とし、耐用年数を考慮した購入が必要となります。

- 名刺・封筒の作成について

政務活動に必要な名刺・封筒の作成に政務活動費を充当することは可能です。

(9) 事務所費

内容

会派（議員）が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費

使途

賃料、光熱水費、共益費、管理費、仲介手数料、礼金、調査研究等政務活動に必要な造作 等

留意事項

● 事務所の要件

事務所経費への政務活動費の充当にあたっては、政務活動がそこで行われている場合にのみ充当できるものであり、要件としては、次のように「事務所」としての形態を整えている場合に限定されます。

- ・ 外形上、事務所として認識できる形態を有していること。
- ・ 事務所としての機能（事務所スペースを有し、事務用品等を備えていること。応接スペースは含めることができる。）を有していること。
- ・ 賃貸の場合には、基本的に会派（議員）が契約者となっていること。

× 事務所賃料は、次の場合には支出できません。

ア 自己所有物件及び生計を一にする親族の所有物件

イ 議員若しくは生計を一にしている親族が法人の代表者・役員等の地位にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を支払う場合には、当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある（自己若しくは生計を一にしている親族への支払いと同視すべきである）【※】と判断される時は、政務活動費を充当することはできません。

※「当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある」とは、法人と個人（代表者等）の間の財産の混同、明確な会計区分の欠如など法人が実質的に個人と同一視される場合などです。

※H22.3.26熊本地裁判決

当該事務所が、自宅と同一建物・敷地内にある場合や自己所有物又は本人が代表者等の機関となっている法人からの賃借によるものである場合には、そもそも事務所賃料（駐車場の賃借料も含む。）・維持費が発生していること自体に合理的な疑いが強く生じる（中略）。

また、当該事務所が、近親者からの賃借又は近親者が代表者等の機関となっている法人からの賃借によるものである場合には、それ自体が直ちに事務所賃料・維持費が発生していることに合理的な疑いを生じさせるものではないが、この場合においても、具体的事情によっては当該支出は議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く場合もありうる。

※H24.2.3青森地裁判決（H18年度の政務調査費返還訴訟）

平成18年度の直近の年度においては〇〇議員が会社の代表者であり、平成18年度は〇〇議員の家族が会社の代表者であることなど所有者との関係に照らし、事務所の管理に要する経費とすることの相当性については外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、全額を本件用途基準に合致しない支出と認める。

● 事務所費の按分方針

事務所が政務活動のみに限定して使用されている場合は、政務活動費として全額支出することが可能ですが、事務所を住居や選挙活動等と共用している場合は、事務所における政務活動実績の割合に応じて、合理的に説明可能な範囲で按分割合を設定し、政務活動相当額を支出する必要があります。

また、実態に即して事務所の賃貸借契約、電気、ガス、水道等の契約を、政務活動用とそれ以外の活動用に分離することも、考慮すべき1つの手法と考えます。

● 会派支給の場合の事務所費

政務活動費が会派に対して交付されている場合は、所属議員の事務所が会派の支部事務所として位置付けられていることが必要です。（つまり、会派が所属議員の事務所（＝会派の支部事務所）の経費を負担するということになります。ただし、その際には、賃貸金額や使用面積等を明確にする必要があります。所属議員の事務所が賃貸事務所の場合に、会派と所属議員とで賃貸借契約を締結し、政務活動費を充当する際は、原契約が第三者に対する又貸しに制約を加えている場合があるので、その際は元貸主の了解を得るなどの注意が必要になります。）

× 議員支給の場合の事務所費

政務活動費が議員に交付されている場合において、事務所が自己所有物件（同一生計の親族名義を含む）及び自己所有の自宅の一部である場合には、政務活動費を充当することはできません。

● 事務所に附設する駐車場の賃借料について

政務活動を行うための事務所に附設する駐車場の賃借料は、来客用や政務活動用であれば充当が可能です。

関係書類

- 作成すべき書類

会派（議員）は、事務所の設置にあたって、事務所名・所在地・床面積等を記載した「事務所台帳」（参考第1号様式）を作成し保存するものとします。また、賃貸事務所で、その賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを「事務所台帳」に添付し保存するものとします。

(10) 要請・陳情活動費

内容

会派（議員）が行う補助金の要請、陳情活動に要する経費

使途

旅費、交通費等、宿泊費、会場使用料 等

留意事項

- 交通費等を支出するときの留意事項
要請・陳情活動に要した交通費、宿泊費等については、現に要した費用を充当することとします。
なお、その内容や金額は、「政務活動費執行にあたっての原則」に留意し、社会通念上許容される範囲のものであることとします。
- 活動実施場所は、社会通念に配慮する必要があります。
活動実施場所については、「相手方」「参加者」「時間帯」「場所」など、社会通念上相当であると認められる範囲であることが必要です。二次会等の経費に充当が認められないことは、会議費と同様です。

関係書類

- 作成すべき書類
要請・陳情活動の日時、場所、相手方、同活動の参加者、活動目的、活動に要した経費等を「政務活動記録簿（要綱第3号様式）」等に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を整理保存しておくものとします。